

答申第17号
平成18年 3月24日

仙台市長 様

仙台市情報公開審査会
会長 佐藤 宏

仙台市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

平成17年 8月18日付総人第81号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第18号 「職員処分に係る文書一式（免職，停職，減給の処分のもので市長部局の件）」の公文書一部開示決定に対する異議申立て

(別紙)

答 申
(諮問第18号)

1 審査会の結論

仙台市長(以下「実施機関」という。)の行った一部開示決定に係る非開示部分のうち、別表の記載部分を非開示としたことは妥当ではなく、開示すべきであるが、その他の記載部分を非開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、異議申立人(以下「申立人」という。)が仙台市情報公開条例(平成12年仙台市条例第80号。以下「条例」という。)に基づき、「職員処分に係る文書一式(免職停職減給の処分のもので市長部局、教育委員会ごとに各1件)」の開示を請求したのに対し、実施機関が起案文書「仙台市職員賞罰審査委員会の開催について」、起案文書「答申書の提出について」、起案文書「懲戒処分の発令について」及び記者発表資料「懲戒処分の公表について」を特定し、平成17年7月27日付で一部開示決定を行ったことについて、その取消しを求めたものである。

3 申立人の主張要旨

申立人が主張した異議申立ての理由は、異議申立書(別添1-1参照)及び意見書(別添1-2参照)に記載のとおりであるが、本件異議申立てに係る公文書が開示されるべきとするその主な理由は、公務員として不適切な行為をしたことにより処分された者は、職場復帰をするときには、十分反省をして、公務員としての自覚を持って職務に専念するということを、市民に対して説明する必要があるので、公務員の氏名等明らかに個人を特定することができる情報であっても全部開示されるべきであることに要約される。

4 実施機関の説明

実施機関が行った一部開示決定の理由についての説明は、理由説明書(別添2参照)に記載のとおりである。

5 審査会の判断

(1) 本件異議申立ての対象公文書(以下「本件対象公文書」という。)について

本件対象公文書は、以下の3つから構成されている。

ア 起案文書「仙台市職員賞罰審査委員会への審査案件の付議について」

仙台市職員賞罰審査委員会(以下「委員会」という。)は、職員の懲戒処分を行うにあたってその公正を期するため、開催されるものであり、当該文書は、委員会に案件を付議するために、委員会の庶務を担当する仙台市総務局人事部人事課(以下「人事課」という。)が作成し

た起案文書である。

当該文書は、「原議」、「議案書(案)」、委員会の審議にあたって当該職員の処分該当行為の内容を明らかにするための関係資料(目次、付議職員履歴書、顛末書(事故報告書)、始末書、当該業務の概要その他の資料及び過去における処分例)から構成されている。

付議職員履歴書は、人事課が作成し、委員会に付議された職員の所属職名、氏名、生年月日、住所、学歴、職歴、現給料、家族構成及び勤務状況について記載されている。

顛末書(事故報告書)は、委員会に付議された職員の所属長が作成し、当該職員の情報や普段の勤務状況等のほか、処分該当行為の発生した経過等について記載されている。

始末書は、付議された職員本人が作成し、当該行為の顛末、本人の反省等が記載されている。

当該業務の概要その他の資料は、人事課又は付議された職員の所属組織が作成し、当該行為についての事務の流れや関連する事項等について記載されている。

過去における処分例は、人事課が作成し、過去の同種の事例での処分例が記載されている。

イ 起案文書「答申書の提出について」

当該文書は、委員会において決定した事項を市長に答申するため、人事課が作成した起案文書であり、「原議」及び「答申書案」から構成されている。

ウ 起案文書「懲戒処分の発令について」

当該文書は、委員会からの答申を受けて実施機関が懲戒処分を発令するため、人事課が作成した起案文書であり、「原議」、「発令簿案」及び「処分説明書案」から構成されている。

(2) 条例第7条第2号の該当性について

ア 条例第7条第2号は、個人のプライバシーの保護を十全ならしめるため、特定の個人が識別され得るような形で、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある形で、個人に関する情報が記録されている公文書については、同号ただし書イ(法令等又は慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報)、ロ(人の生命、財産等を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報)又はハ(公務員の職務の遂行に係る情報)に該当する場合を除き、これを開示しないこととする旨を定めたものである。

イ 本件対象公文書に記載されている情報のうち、実施機関が同号の特定の個人が識別され得る情報として非開示にしたものは、委員会に付議された職員又は被処分者(以下「被処分者等」という。)の氏名、被処分者等の所属課名、上司の職名・氏名、印影、配属先係名、担当事務名及びその内容、業務関連課の課名、所属の場所、同僚の氏名等所属課名が特定され得る情報、被処分者等の職名、採用年月日、採用区分、異動年月日、在課年数等被処分者等の固有の情報であるので、以下これらについて検討する。

ウ 委員会に付議された職員又は被処分者の氏名については、特定の個人が識別されるので、

条例第7条第2号に該当すると認められる。

エ 被処分者等の所属課名，上司の職名・氏名，印影，配属先係名，担当事務名及びその内容，業務関連課の課名，所属の場所，同僚の氏名等所属課名が特定され得る情報については，所属課名が特定されることにより直ちに特定の個人を識別することはできないが，本件対象公文書に記載されている事件の概要と，既に公開されている事件の発生日又は当該年度の職員録等の情報と組み合わせることで，被処分者等個人が識別され得るので，条例第7条第2号に該当すると認められる。

ただし，個人に関する情報が記録されている公文書に該当するとして非開示としたものうち本件対象公文書中の庁舎内の室名，部以上の所属名及び顛末書（担当係長）の記述の一部については開示されても被処分者等の所属課名が特定され得る情報とはいえず，開示すべきである。

オ 被処分者等の職名，採用年月日，採用区分，異動年月日，在課年数等被処分者等の固有の情報については，それぞれの情報単体では個人を特定することはできないものの，それらの情報を組み合わせて，又は既に公開されている他の情報と組み合わせて参照することにより，被処分者等個人を識別され得るので，条例第7条第2号に該当すると認められる。

ただし，個人に関する情報が記録されている公文書に該当するとして非開示としたものうち本件対象公文書中の職名の一部並びに付議職員履歴書の各項目名及び勤務状況については開示されても個人が特定され得る情報とはいえず，開示すべきである。

カ 本件対象公文書に記載されている情報のうち，実施機関が同号の特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがある情報として非開示にしたものは，本件対象公文書中の顛末書（事故報告書）及び始末書における被処分者等本人の反省及び勤務態度並びに私的生活の状況等を記載した部分であるが，これらは個人の人格や私生活と密接に関わるものであり，氏名等特定の個人が識別される部分を除いたとしても，これらを公にすることにより，被処分者等本人の率直な心情や処分該当行為の詳細な経緯など，被処分者等本人が人に知られたくないと通常考える情報が記載されており，なお個人の権利利益を害するおそれがある。したがって，条例第7条第2号に該当すると認められる。

ただし，個人に関する情報が記録されている公文書に該当するとして非開示としたものうち，本件対象公文書中の事故報告書の被処分者等の公金着服の理由については開示されても，なお個人の権利利益を害するおそれがある情報とはいえず，また，本件対象公文書中の過去における処分例の処分日，処分内容及び処分理由については本件開示請求後に条例による開示請求により既に開示された情報であり，条例第7条第2号ただし書イにいう情報に該当し，これらの情報は開示すべきである。

キ 条例第7条第2号の規定はただし書イ（法令等又は慣行により公にされ，又は公にすることが予定されている情報），ロ（人の生命，財産等を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報）又はハ（公務員の職務の遂行に係る情報）に該当

する場合には、例外的に非開示情報から除くこととしている。

これに関連して異議申立人は、職員の非違行為について、「非違行為の内容、程度によって、氏名を公表するかどうかを判断すべきである。氏名を不開示にしているのも、その理由を記載すべきである。公務員の氏名は原則公開である。職務を離れても法律の遵守義務が公務員に課せられている。明らかに個人を特定することができる情報であることを持って、氏名を不開示にすることができないと考える。」と主張している。

しかしながら、職員の非違行為に係る情報は、法令等又は慣行により現在又は将来何人でも入手することができる情報とはいえず、ただし書イでいう公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当しない。さらに、人の生命、財産等を保護するため公にする必要もなく、ただし書ロにいう情報にも該当しない。また、事業の実施における公務員としての職務遂行に係る情報ともいえず、ただし書ハに規定する情報には該当しない。

ク したがって、当該情報は、上記エからカにおける開示すべき部分を除き、条例第7条第2号本文に該当し、非開示とすべき情報である。

(3) 条例第7条第6号の該当性について

ア 条例第7条第6号は、公にすることにより、市の機関又は国若しくは他の地方公共団体の行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記録された公文書を非開示とする旨を定めたものである。

イ 本件対象公文書に記載されている情報のうち、実施機関が同号に該当するとして非開示としたのは、被処分者等の作成した始末書の部分であるので、以下これについて検討する。

ウ 被処分者等の作成した始末書は、実施機関の求めに応じ、事件の顛末、本人の反省等について記載したものであり、その内容は本人の権利利益に直接関わるものである。このような内容の始末書を事後に開示することとすれば、将来の同種の始末書作成において、被処分者は公にされることを憂慮し詳細な供述を行わなくなるおそれがある。そうすると実施機関が懲戒処分を行うために必要な正確かつ詳細な事実の把握が困難となることから、今後の懲戒処分に関する円滑な事務の執行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第6号に該当すると認められる。

(4) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

別表

	非開示とすることが妥当でない部分
平成16年4月16日付起 案文書「仙台市職員賞 罰審査委員会への審査 案件の付議について (伺)」	起案文本文下から4行目の職名の部分
同賞罰審査委員会付議 議案2-(一)	3行目の職名の部分
同付議職員履歴書	<ul style="list-style-type: none"> ・「付議職員履歴書」の文書名 ・「所属職名」、「氏名」、「生年月日」、「住所」、「学歴」、 「職歴」、「現給料」、「家族構成」の各項目名 ・「所属職名」の行の部以上の所属名及び職名の部分
同事故報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・1枚目の9行目, 16行目, 19行目及び22行目の職名の部分 ・3枚目の1行目及び10行目の職名の部分 ・3枚目の12行目の最後の1文字及び13行目の最初の1文字 ・3枚目の16行目の後ろから5文字目から6文字目まで ・3枚目の21行目, 25行目及び28行目の職名の部分 ・3枚目の32行目の後ろから2文字目から3文字目まで ・4枚目の1行目の後ろから32文字目から33文字目まで ・4枚目の4行目の後ろから19文字目から20文字目まで ・4枚目の6行目の後ろから9文字目から10文字目まで ・4枚目の10行目の後ろから25文字目から26文字目まで ・5枚目の8行目の職名の部分 ・6枚目の8行目の後ろから12文字目から13文字目まで ・6枚目の15行目の職名の部分 ・6枚目の21行目の後ろから25文字目から26文字目まで ・6枚目の24行目及び25行目の職名の部分 ・6枚目の26行目の後ろから13文字目から14文字目まで ・6枚目の30行目の後ろから27文字目から28文字目まで ・6枚目の32行目の庁舎内の室名の部分 ・6枚目の35行目の職名の部分 ・7枚目の1行目の庁舎内の室名の部分及び後ろから15文字目から 16文字目まで ・7枚目の3行目の職名の部分

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7枚目の5行目の庁舎内の室名の部分及び後ろから13文字目から14文字目まで ・ 7枚目の8行目, 13行目, 15行目及び18行目の職名の部分 ・ 7枚目の20行目の後ろから20文字目から21文字目まで ・ 7枚目の23行目, 25行目, 26行目及び35行目の職名の部分 ・ 10枚目の1行目の職名の部分 ・ 10枚目の20行目及び21行目の記述全体 ・ 12枚目の1行目の職名の部分 ・ 12枚目の2行目及び7行目の庁舎内の室名の部分 ・ 12枚目の17行目の最後の1文字及び18行目の最初の1文字 ・ 12枚目の19行目の職名の部分 ・ 13枚目の27行目の職名の部分 ・ 14枚目の2行目の職名の部分 ・ 17枚目の21行目の職名の部分 ・ 18枚目の31行目の職名の部分 ・ 20枚目の25行目及び32行目の職名の部分
同平成16年4月15日付 顛末書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1枚目の10行目, 17行目及び22行目の職名の部分 ・ 2枚目の1行目, 7行目, 8行目, 13行目及び14行目の職名の部分 ・ 2枚目の16行目の最後の1文字及び17行目の最初の1文字 ・ 2枚目の19行目, 28行目及び30行目の職名の部分 ・ 3枚目の2行目, 4行目及び8行目の職名の部分 ・ 3枚目の11行目の後ろから13文字目から14文字目まで ・ 3枚目の24行目及び29行目の職名の部分 ・ 4枚目の1行目, 10行目, 12行目及び22行目の職名の部分 ・ 5枚目の1行目, 8行目の職名の部分 ・ 5枚目の12行目の後ろから16文字目から17文字目まで ・ 5枚目の25行目の23文字目から26行目の24文字目まで
同過去の処分例（公金 取扱い不正）の表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「職名」の欄の職名の部分 ・ 「上司等の処分 金額等」の欄の3段目の2行目の1文字目から2文字目まで ・ 「上司等の処分 金額等」の欄の4段目の3行目の1文字目から3文字目まで及び4行目の1文字目から3文字目まで ・ 「上司等の処分 金額等」の欄の5段目の2行目の12文字目から13文字目まで

同過去の処分例（外郭団体等公金取扱い不正）の表	<ul style="list-style-type: none"> ・「職名」の欄の職名の部分 ・「上司等の処分 金額等」の欄の1段目の2行目の1文字目から4文字目まで，3行目の1文字目から3文字目まで及び3行目の13文字目から16文字目まで ・「上司等の処分 金額等」の欄の2段目の2行目の1文字目から2文字目まで，3行目の1文字目から2文字目まで及び4行目の1文字目から2文字目まで
同過去の処分例（他の任命権者での公金取扱い不正）の表	「職名」の欄の職名の部分
平成16年4月19日付起案文書「答申書の提出について（伺）」	起案文本文下から3行目の職名の部分
同答申書	12行目の職名の部分
平成16年4月19日付起案文書「懲戒処分の発令について（伺）」中の発令簿の表	項目番号1番の欄の職名の部分
同処分説明書	「所属・職名」の欄の職名の部分
平成17年4月26日付起案文書「仙台市職員賞罰審査委員会への審査案件の付議について（伺）」	起案文本文下から2行目の職名の部分
同賞罰審査委員会付議議案	3行目の職名の部分
同付議職員履歴書	<ul style="list-style-type: none"> ・「付議職員履歴書」の文書名 ・「所属職名」，「氏名」，「生年月日」，「住所」，「学歴」，「職歴」，「現給料」，「家族構成」の各項目名 ・「所属職名」の行の部以上の所属名及び職名の部分
同資料2 職員の飲酒運転に係る顛末書	1．当該人の行の職名の部分
同過去の飲酒運転での処分例（平成元年以降）の表	「職名」の欄の3段目，4段目及び5段目の職名の部分

同他の任命権者の飲酒運転での処分例（平成元年以降）の表	交通局の表中，「処分日」4段目の処分日並びに当該処分日に対応する処分内容及び処分理由の記述全体
平成17年4月28日付起案文書「答申書の提出について（伺）」	起案文本文1番下の行の職名の部分
同答申書	8行目の職名の部分
平成17年4月28日付起案文書「懲戒処分の発令について（伺）」中の発令簿の表	職名の部分
同処分説明書	「所属・職名」の欄の職名の部分
平成17年6月24日付起案文書「仙台市職員賞罰審査委員会への審査案件の付議について（伺）」	起案文本文下から2行目の職名の部分
同賞罰審査委員会付議議案2	3行目の職名の部分
同資料1 付議職員履歴書	<ul style="list-style-type: none"> ・「付議職員履歴書」の文書名 ・「所属職名」，「氏名」，「生年月日」，「住所」，「学歴」，「職歴」，「現給料」，「家族構成」，「勤務状況」の各項目名 ・「所属職名」の行の部以上の所属名及び職名の部分 ・「勤務状況」の欄の記述全体
同資料3 平成17年度出勤簿	最上欄「職名」の欄の職名の部分
同資料4 過去の処分例（勤務状況不良・欠勤関係）の表	・「職名」の欄の1段目から5段目まで及び7段目から14段目までの職名の部分
平成17年6月28日付起案文書「答申書の提出について（伺）」	起案文本文1番下の行の職名の部分
同答申書	下から12行目の職名の部分

平成17年6月28日付起 案文書「懲戒処分の発 令について(伺)」中 の発令簿の表	職名の部分
同処分説明書	「所属・職名」の欄の職名の部分

審 査 会 の 処 理 経 過

(諮 問 第 1 8 号)

年 月 日	内 容
平成 1 7 . 8 . 1 8	・ 諮 問 を 受 け た
1 7 . 9 . 1 2	・ 実 施 機 関 (総 務 局 人 事 部 人 事 課) か ら 理 由 説 明 書 を 受 理 し た
1 7 . 9 . 3 0	・ 異 議 申 立 人 か ら 意 見 書 を 受 理 し た
1 7 . 1 0 . 5 (平 成 1 7 年 度 第 3 回 情 報 公 開 審 査 会)	・ 諮 問 の 審 議 を 行 っ た
1 7 . 1 1 . 3 0 (平 成 1 7 年 度 第 4 回 情 報 公 開 審 査 会)	・ 諮 問 の 審 議 を 行 っ た
1 7 . 1 2 . 2 2 (平 成 1 7 年 度 第 5 回 情 報 公 開 審 査 会)	・ 諮 問 の 審 議 を 行 っ た
1 8 . 2 . 2 2 (平 成 1 7 年 度 第 6 回 情 報 公 開 審 査 会)	・ 諮 問 の 審 議 を 行 っ た